

くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定について

事業の概要

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、そこに定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。

さらに、くるみん認定またはトライくるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価しつつ、継続的な取組を促進するため、「プラチナくるみん認定」もあります。

加えて、令和4年4月1日、くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準の引き上げに伴い、「トライくるみん認定」ができました。また、くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんを一類型として、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境に取り組む企業の認定制度として「プラス認定」もあります。

認定されることで、くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークを広告等に付し、厚生労働大臣から認定を受けたことを対外的に明らかにすることで、学生や社会一般へのイメージアップや優秀な従業員の採用・定着などにつながるほか、公共調達で加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。

内 容

【主な認定基準】

くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん(共通)

◆女性の育児休業取得率 75%以上(注1)

◆労働時間数

フルタイム労働者の月平均時間外・休日労働 45 時間未満
全労働者の月平均時間外労働 60 時間未満

◆男性の育児休業取得率(注1)



	くるみん (H19.4.1～)	プラチナくるみん (H27.4.1～)	トライくるみん (R4.4.1～)
育児休業	10%以上	30%以上	7%以上
育児休業+育児目的休暇	20%以上	50%以上	15%以上

- ◆3歳から小学校就業前の子どもを育てる労働者について、以下の制度を講じていること
 - 育児休業に関する制度
 - 所定外労働の制限に関する制度
 - 所定外労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度

◆働き方に関する具体的な目標

くるみん認定およびトライくるみん認定は①～③のいずれかの措置の実施、プラチナくるみん認定は①～③のすべての措置を実施していること

- ① 所定外労働の削減のための措置
- ② 年次有給休暇の取得促進のための措置
- ③ 短時間正社員、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

◆プラチナくるみん認定

プラチナくるみん認定は上記の認定基準に加えて、以下の2項目を満たしている必要があります

1) 次の①または②のいずれかを満たしていること(注1)

- ① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が90%以上であること。
- ② 子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が70%以上であること。

2) 育児休業等をし、または育児を行う女性労働者が継続を就業し、活躍できるような能力の向上キャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。

◆プラス認定

プラス認定は、受けようとするくるみんの種類に応じた認定基準を満たしていることに加えて、不妊治療と仕事との両立に関する認定基準4項目を満たす必要があります。

(注1)労働者数が300人以下の事業主の場合、特例が認められています。



問い合わせ先・参考URL

宮城労働局雇用環境・均等室 電話:022-299-8844

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/